

令和3年4月より

小金井市立中学校の特別支援教室

が始まりました

誰でも得意なこと・苦手なことがあります。スケジュール管理が苦手、グループ活動が苦手、作業が速くてついていけないなど、教室で困っている子供たちがいます。自己理解を深め、自分の成長を実感する経験を積み、再び自信がもてるようにするために、市立中学校の全校に特別支援教室を令和3年4月から開設します。令和2年度の通級指導は、特別支援教室設置に向けた移行期間でもあります。通級指導学級担任と在籍校とがこれまで以上に連携し、より一層、指導の充実を図っていきます

○ お子さんに、次のようなことはありませんか？

- ◇ 初対面の人や馴染みの薄い人には、どのように話したらいいかわからなくなる。
- ◇ TPO（時、所、場合）に合わない言動をしてしまい、場の雰囲気が悪くなってしまう。
- ◇ 段取りや手順を考え、計画通りに行動することが苦手。
- ◇ 一週間のスケジュールを立て、余裕をもって準備するなど見通しをもつことが苦手。
- ◇ 作図や細かな作業をするのに、とても時間がかかってしまう。

○ 特別支援教室はどんなところ？

- ◇ 自分の成長を実感する体験を積み重ね、自信と意欲を育てるところです。
- ◇ 得意なことや苦手なことへの気づきを通して、自己理解を進めます。
- ◇ 在籍学級の担任と巡回指導教員で連携しながら指導します。
- ◇ 巡回指導教員は、お子さんが在籍する学級の参観もします。
- ◇ 特別支援教室の授業は、週1回を基本とします。
(※特別支援教室で学習している時間は、在籍学級の授業を受けられなくなります。)

○ 特別支援教室の指導体制

- ◇ 巡回指導教員は、拠点校1校と巡回校4校の計5校を巡回し、指導します。

拠点校	巡回校
緑中学校	小金井第一中学校、小金井第二中学校 東中学校、南中学校



○ 特別支援教室の対象となる生徒

通常の学級に在籍し、知的な発達に遅れがなく、通常の学級での学習に基本的には参加できるものの、社会面、学習面に課題のある生徒が対象となります。

入室審査及び適切な指導を受けるにあたり、発達検査結果や医師の診断書の提出が必要です。

※「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成18年3月31日付17文科初第1178号）により規定

○ 特別支援教室の主な学習内容

① ソーシャルスキルトレーニング

学校生活の中で適切な対人関係を築き、コミュニケーションがとれるように、「TPOに合わせた話し方」や、「自分の気持ちを相手に伝える」などの学習をします。

② 学習計画の立案と実行、手先の巧緻性を高めるトレーニング

提出課題の計画を立て、計画通りに実施し、提出できるようにする。週間・月間スケジュールを立て、見通しをもった生活をできるようにする。グラフ、作図、イラスト、ものづくりなど、学習に必要な細かな作業ができるように、手先の巧緻性を高める活動を行う。

※ 一人一人の状態に応じて、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 自立活動の指導内容の中から必要とする指導項目を選んで個別指導計画を作成し、特別の指導を行います。

※ 教科の内容を補充するための指導や学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

○ 特別支援教室の利用について

学級担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。



↳【その後の流れ】（※学校の取組）

- ① 特別支援教室の巡回指導教員や臨床発達心理士が、お子さんの学級の様子を観察します。
- ② お子さんの抱える困難さの状況や、支援する内容について、校内委員会で検討します。

校内委員会では、お子さんに合わせた支援について検討します

支援段階1・・・学級担任の指導法の工夫

支援段階2・・・校内・外の人的資源等を活用

支援段階3・・・特別支援教室の利用

- ③ 支援段階1・2の検討・実施を経て、支援段階3が必要と校内委員会が判断した場合に、特別支援教室の見学や体験へと進みます。

支援をつなぐために、学級担任と保護者が面談をして学校生活支援シート作成します。

見学や体験の後、入室申請書と発達検査結果等（コピー）をご提出いただきます。

↳【その後の流れ】（※教育委員会の取組）

- ① 小金井市特別支援教室入退室委員会でお子さんの入室について審議します。
- ② 教育委員会より、入室の適・不適についてご連絡します。
(注1) 入室に至るまで時間を要することがありますのでご了承ください。
(注2) 適応指導教室「もくせい教室」との併用はできません。
(注3) 入室審査の結果、利用が認められないこともあります。

【担当】 小金井市教育委員会 学校教育部 指導室 (電話) 042-387-9877
〒184-8504 小金井市前原町三丁目41番15号(小金井市役所第2庁舎7階)